

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市の職員の服務の宣誓に関する条例	1
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例	2
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例	3
○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例	4
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例	5
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例	6
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例	7
○ 舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例	8
○ 舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	9
○ 舞鶴市公民館条例	10
○ 舞鶴市立図書館条例	13
○ 舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	15
○ 公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例	16
○ 舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設条例	20

○	舞鶴市道の構造の基準に関する条例	23
○	舞鶴市豊かな森を育てる基金条例	28
○	舞鶴市国民健康保険条例	29
○	舞鶴市病院事業の設置等に関する条例	32
○	舞鶴市印鑑条例	33
○	舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	34

廃止する条例

○	舞鶴市営店舗住宅条例	35
---	----------------------------	----

舞鶴市の職員の服務の宣誓に関する条例旧新対照表

旧	新
(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法第31条の規定に基づき、<u>一般職に属する舞鶴市の職員</u>(以下「職員」という。)の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。 (職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 <u>別記様式</u> 宣 誓 書 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し<u>かつ、擁護</u>することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的<u>かつ、能率的</u>に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏 名 ㊞	(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(<u>昭和25年法律第261号</u>)第31条(<u>同法第9条の2第12項において準用する場合を含む。</u>)の規定に基づき、舞鶴市の職員(<u>舞鶴市公平委員会の委員を含む。</u>以下「職員」という。)の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。 (職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者(<u>府費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)</u>にあつては、<u>舞鶴市教育委員会。以下同じ。</u>)又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 2 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u> <u>別記様式(第2条関係)</u> 宣 誓 書 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、<u>かつ、擁護</u>することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的<u>かつ能率的</u>に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏 名 ㊞ 改正附則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表

旧	新
附 則 1 から 26 まで (略) (平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間の給与に関する特例措置) 27 <u>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間</u>(次項及び附則第 29 項において「特例期間」という。)においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの(次項及び附則第 29 項において「特定職員」という。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に 100 分の 3 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。 28 から 30 まで (略)	附 則 1 から 26 まで (略) (<u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の給与に関する特例措置</u>) 27 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>(次項及び附則第 29 項において「特例期間」という。)においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの(次項及び附則第 29 項において「特定職員」という。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に 100 分の 3 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。 28 から 30 まで (略) 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2 から 4 まで (略)

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表

旧	新
附 則 1 から 12 まで （略） （平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間の退職手当の額の算出） 13 <u>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間</u>における舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに支給する退職手当の額の算出については、同条例附則第 27 項本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。 14 及び 15 （略）	附 則 1 から 12 まで （略） （<u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>の退職手当の額の算出） 13 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>における舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに支給する退職手当の額の算出については、同条例附則第 27 項本文の規定により減ずる前の給料月額に基づいて行うものとする。 14 及び 15 （略） 改正附則 （施行期日） 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2 から 4 まで （略）

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧	新
附 則 1 から 4 まで (略) (平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間の部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置) 5 <u>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間</u>においては、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに対する第 25 条の規定の適用については、同条中「給与条例第 25 条」とあるのは、「給与条例附則第 28 項」とする。	附 則 1 から 4 まで (略) (<u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>の部分休業をしている職員の給与の取扱いの特例措置) 5 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>においては、給与条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに対する第 25 条の規定の適用については、同条中「給与条例第 25 条」とあるのは、「給与条例附則第 28 項」とする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2 から 4 まで (略)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例旧新対照表

旧	新
附 則 (平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間の介護休暇及び介護時間に係る給与の取扱いの特例措置) 第 7 条 <u>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間</u>においては、舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに対する第 15 条第 3 項及び第 15 条の 2 第 3 項の規定の適用については、これらの項中「同条例第 25 条第 1 項」とあるのは、「同条例附則第 28 項」とする。	附 則 (<u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>の間の介護休暇及び介護時間に係る給与の取扱いの特例措置) 第 7 条 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>においては、舞鶴市職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものに対する第 15 条第 3 項及び第 15 条の 2 第 3 項の規定の適用については、これらの項中「同条例第 25 条第 1 項」とあるのは、「同条例附則第 28 項」とする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2 から 4 まで (略)

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表

旧	新
附 則 1 から 4 まで (略) (給与の特例) 5 <u>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間</u>、第 3 条の規定にかかわらず、市長の給料月額が 920,530 円とし、副市長の給料月額は 757,570 円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。 6 から 12 まで (略) (期末手当に関する特例措置) 13 <u>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については</u>、同項中「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。	附 則 1 から 4 まで (略) (給与の特例) 5 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>、第 3 条の規定にかかわらず、市長の給料月額が 920,530 円とし、副市長の給料月額は 757,570 円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。 6 から 12 まで (略) (期末手当に関する特例措置) 13 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については</u>、同項中「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2 (略)

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表

旧	新
附 則 1 から 4 まで (略) (給料の特例) 5 <u>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間</u>、第 3 条の規定にかかわらず、教育長の給料月額が 667,360 円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。 (期末手当に関する特例) 6 <u>平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については</u>、同項中「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。	附 則 1 から 4 まで (略) (給料の特例) 5 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>、第 3 条の規定にかかわらず、教育長の給料月額が 667,360 円とする。ただし、期末手当の額の算出については、本文の規定は、適用しない。 (期末手当に関する特例) 6 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項の規定の適用については</u>、同項中「給料の月額及びその額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額」とあるのは「給料の月額」とする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2 (略)

舞鶴市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例旧新対照表

旧	新
附 則 1 から 3 まで (略) (平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間の退職手当の額の算出) 4 <u>平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間</u>における退職手当の額の算出については、舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)附則第 5 項本文及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)附則第 5 項本文の規定は、適用しない。	附 則 1 から 3 まで (略) (<u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</u>の間の退職手当の額の算出) 4 <u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</u>の間における退職手当の額の算出については、舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)附則第 5 項本文及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)附則第 5 項本文の規定は、適用しない。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2 (略)

舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例旧新対照表

旧	新
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 (1) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。) (2) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。) (3) 文化財の保護に関すること。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。<u>以下「法」という。</u>)第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 (1) <u>図書館、博物館及び公民館(以下「特定社会教育機関」と総称する。)の設置、管理及び廃止に関すること(法第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)</u>。 (2) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。) (3) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。) (4) 文化財の保護に関すること。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2 から 4 まで (略)

舞鶴市公民館条例旧新対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。<u>以下「法」という。</u>)第24条の規定に基づき、舞鶴市立公民館(以下「公民館」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (開館時間及び休館日) 第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>教育委員会</u>(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。 2 公民館の休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定めるものとする。 (利用の承認) 第6条 公民館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ<u>委員会</u>の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、同様とする。 2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第2第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、<u>委員会</u>が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。 3 <u>委員会</u>は、施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。 (利用承認の制限) 第7条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を承認しない。	(趣旨) 第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づき、舞鶴市立公民館(以下「公民館」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (開館時間及び休館日) 第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>市長</u>が必要と認めるときは、これを変更することができる。 2 公民館の休館日は、<u>規則</u>で定めるものとする。 (利用の承認) 第6条 公民館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、同様とする。 2 施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第2第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、<u>市長</u>が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。 3 <u>市長</u>は、施設等の利用承認をする場合において、施設等の管理上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。 (利用承認の制限) 第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を承認しない。

旧	新
(1)から(3)まで (略) (利用承認の取消し等) 第8条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1)から(5)まで (略) 2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じて、<u>委員会</u>はその賠償の責めを負わない。 (使用料の還付) 第11条 既納の使用料は、<u>返還しない</u>。ただし、市長が<u>特に必要と認める</u>ときは、その全部又は一部を<u>返還</u>することができる。 (入館の制限等) 第13条 <u>委員会</u>は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、公民館への入館を拒み、又は公民館からの退館を命ずることができる。 (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>別に委員会が定める</u>。 別表第2(第9条関係) 公民館使用料表 1から8まで (略) 9 附属設備の使用料の額は、<u>市長が別に定める</u>。	(1)から(3)まで (略) (利用承認の取消し等) 第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1)から(5)まで (略) 2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じて、<u>市長</u>はその賠償の責めを負わない。 (使用料の還付) 第11条 既納の使用料は、<u>還付しない</u>。ただし、市長が<u>必要と認めた</u>ときは、その全部又は一部を<u>還付</u>することができる。 (入館の制限等) 第13条 <u>市長</u>は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対して、公民館への入館を拒み、又は公民館からの退館を命ずることができる。 (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。 別表第2(第9条関係) 公民館使用料表 1から8まで (略) 9 附属設備の使用料の額は、<u>規則で定める</u>。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2 (略)

旧	新
	(舞鶴市公民館条例の一部改正に伴う経過措置) 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による改正前の舞鶴市公民館条例第6条の規定により教育委員会が行った利用の承認(施行日以後の利用に係るものに限る。)は、同項の規定による改正後の舞鶴市公民館条例第6条の規定により市長が行った利用の承認とみなす。 4 (略)

舞鶴市立図書館条例旧新対照表

旧	新																
(設置) 第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、<u>保存して</u>、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、次に定める舞鶴市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。 (略) (分館) 第2条 前条の目的を効果的に達成するため、図書館に次の分館を設置する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市立東図書館中分館</td><td>舞鶴市字余部下 <u>1,167 番地</u></td></tr> <tr> <td>舞鶴市立東図書館南分館</td><td>舞鶴市字森 <u>1,005 番地の3</u></td></tr> <tr> <td>舞鶴市立西図書館加佐分館</td><td>舞鶴市字志高 <u>1,005 番地</u></td></tr> </tbody> </table> (利用の制限) 第4条 <u>教育委員会</u>は、図書館又はその分館を利用する者(以下「利用者」という。)が次のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1) この条例、この条例に基づく <u>教育委員会規則又は教育委員会</u>の指示に違反したとき。 (2) 及び(3) (略) (図書館協議会) 第6条 (略) 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の中から <u>教育委員会</u>が委嘱し、又は任命する。 (1) から(3)まで (略)	名称	位置	舞鶴市立東図書館中分館	舞鶴市字余部下 <u>1,167 番地</u>	舞鶴市立東図書館南分館	舞鶴市字森 <u>1,005 番地の3</u>	舞鶴市立西図書館加佐分館	舞鶴市字志高 <u>1,005 番地</u>	(設置) 第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、<u>及び保存して</u>、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、次に定める舞鶴市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。 (略) (分館) 第2条 前条の目的を効果的に達成するため、図書館に次の分館を設置する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市立東図書館中分館</td><td>舞鶴市字余部下 <u>1167 番地</u></td></tr> <tr> <td>舞鶴市立東図書館南分館</td><td>舞鶴市字森 <u>1005 番地の3</u></td></tr> <tr> <td>舞鶴市立西図書館加佐分館</td><td>舞鶴市字志高 <u>1005 番地</u></td></tr> </tbody> </table> (利用の制限) 第4条 <u>市長</u>は、図書館又はその分館を利用する者(以下「利用者」という。)が次のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1) この条例、この条例に基づく <u>規則又は市長</u>の指示に違反したとき。 (2) 及び(3) (略) (図書館協議会) 第6条 (略) 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の中から <u>市長</u>が委嘱し、又は任命する。 (1) から(3)まで (略)	名称	位置	舞鶴市立東図書館中分館	舞鶴市字余部下 <u>1167 番地</u>	舞鶴市立東図書館南分館	舞鶴市字森 <u>1005 番地の3</u>	舞鶴市立西図書館加佐分館	舞鶴市字志高 <u>1005 番地</u>
名称	位置																
舞鶴市立東図書館中分館	舞鶴市字余部下 <u>1,167 番地</u>																
舞鶴市立東図書館南分館	舞鶴市字森 <u>1,005 番地の3</u>																
舞鶴市立西図書館加佐分館	舞鶴市字志高 <u>1,005 番地</u>																
名称	位置																
舞鶴市立東図書館中分館	舞鶴市字余部下 <u>1167 番地</u>																
舞鶴市立東図書館南分館	舞鶴市字森 <u>1005 番地の3</u>																
舞鶴市立西図書館加佐分館	舞鶴市字志高 <u>1005 番地</u>																

旧	新
(4) その他<u>教育委員会</u>が適当と認める者 3 から 5 まで (略) (委任) 第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。	(4) その他<u>市長</u>が適当と認める者 3 から 5 まで (略) (委任) 第 7 条 この条例の<u>施行に関し</u>必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 2 から 4 まで (略)

舞鶴市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例旧新対照表

旧	新
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 8 項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 50 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 50 万円以上である場合とする。 改正附則 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

公営住宅法及び住宅地区改良法による舞鶴市営住宅等管理条例旧新対照表

旧	新
(住宅入居の手続等) 第 10 条 市営住宅等の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する借宅証書を提出すること。</u> (2) (略) 2 市営住宅等の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。 3 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による借宅証書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u> 4 市長は、市営住宅等の入居決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に第 1 項各号に規定する手続をしないときは、当該市営住宅等の入居の決定を取り消すことができる。 5 (略) 6 市営住宅等の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から 15 日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を得たときは、この限りでない。 (家賃の納付) 第 16 条 市長は、入居者から第 10 条第 5 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅等を明け渡した日(第 25 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 35 条第 1 項の規定による明渡しの請求	(住宅入居の手続等) 第 10 条 市営住宅等の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) 借宅証書を提出すること。 (2) (略) 2 市営住宅等の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に掲げる手続をしなければならない。 (削除) 3 市長は、市営住宅等の入居決定者が前 2 項に規定する期間内に第 1 項各号に掲げる手続をしないときは、当該市営住宅等の入居の決定を取り消すことができる。 4 (略) 5 市営住宅等の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から 15 日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を得たときは、この限りでない。 (家賃の納付) 第 16 条 市長は、入居者から第 10 条第 4 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅等を明け渡した日(第 25 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 35 条第 1 項の規定による明渡しの請求

旧	新
のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2 から 4 まで (略) (敷金) 第 17 条 (略) 2 第 15 条の規定は、敷金の減免又は徴収の猶予について準用する。この場合において、「家賃」とあるのは、「<u>敷金</u>」と読み替えるものとする。 <u>3</u> 第 1 項に規定する敷金は、入居者が市営住宅等を明け渡すときこれを還付する。ただし、<u>未納の家賃又は損害賠償金</u>があるときは<u>敷金</u>をもってこれに充当し、残額を還付する。 <u>4</u> (略) (修繕費用の負担) 第 18 条 市営住宅等及び共同施設等の修繕に要する費用(<u>軽微な修繕及び構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。</u>)は、市の負担とする。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、入居者は、その費用を負担しなければならない。 2 (略) (割増賃料) 第 24 条 (略)	のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2 から 4 まで (略) (敷金) 第 17 条 (略) 2 第 15 条の規定は、敷金の減免又は徴収の猶予について準用する。この場合において、<u>同条中</u>「家賃」とあるのは、「<u>敷金</u>」と読み替えるものとする。 <u>3</u> 市は、<u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をその債務の弁済に充ててことを請求することができない。</u> <u>4</u> 第 1 項に規定する敷金は、入居者が市営住宅等を明け渡したときにこれを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務</u>があるときは、<u>敷金</u>をもってこれに充当し、残額を還付する。 <u>5</u> (略) (修繕費用の負担) 第 18 条 市営住宅等及び共同施設等の修繕に要する費用は、<u>市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて</u>、市の負担とする。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、入居者は、その費用を負担しなければならない。 2 (略) (割増賃料) 第 24 条 (略)

旧	新
2 (略) 3 第 15 条及び第 16 条の規定は、前 2 項の割増賃料について準用する。この場合において、「家賃」とあるのは「<u>割増賃料</u>」と読み替えるものとする。 (建替事業による明渡し請求等) 第 30 条 (略) 2 (略) 3 第 26 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により請求を受けた者が同項の期限が到来しても当該市営住宅を明け渡さない場合について準用する。この場合において、「前条第 1 項」とあるのは「第 30 条第 1 項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。 (住宅の明渡し請求) 第 35 条 (略) 2 (略) 3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年 5 分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅等の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 4 (略) (保証金) 第 39 条 (略) 2 第 17 条第 3 項<u>及び第 4 項</u>の規定は、前項に規定する保証金につい	2 (略) 3 第 15 条及び第 16 条の規定は、前 2 項の割増賃料について準用する。この場合において、<u>これらの規定中</u>「家賃」とあるのは、「<u>割増賃料</u>」と読み替えるものとする。 (建替事業による明渡し請求等) 第 30 条 (略) 2 (略) 3 第 26 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定により請求を受けた者が同項の期限が到来しても当該市営住宅を明け渡さない場合について準用する。この場合において、<u>同条第 2 項中</u>「前条第 1 項」とあるのは「第 30 条第 1 項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。 (住宅の明渡し請求) 第 35 条 (略) 2 (略) 3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅等の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 4 (略) (保証金) 第 39 条 (略) 2 第 17 条第 3 項<u>から第 5 項まで</u>の規定は、前項に規定する保証金に

旧	新																												
て準用する。<u>この場合において、第 17 条第 3 項中「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅等」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第 4 項中「敷金」とあるのは「保証金」と読み替えるものとする。</u> 別表(第 1 条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>浜団地</td><td>舞鶴市字浜</td></tr> <tr> <td>市場団地</td><td>舞鶴市字市場</td></tr> <tr> <td>三宅団地</td><td>舞鶴市字北吸</td></tr> <tr> <td>大迫団地</td><td>舞鶴市字行永</td></tr> <tr> <td>田中団地</td><td>舞鶴市田中町</td></tr> <tr> <td>芥子谷団地</td><td>舞鶴市字行永</td></tr> <tr> <td>市場コミュニティ住宅</td><td>舞鶴市字市場</td></tr> </table>	名称	位置	浜団地	舞鶴市字浜	市場団地	舞鶴市字市場	三宅団地	舞鶴市字北吸	大迫団地	舞鶴市字行永	田中団地	舞鶴市田中町	芥子谷団地	舞鶴市字行永	市場コミュニティ住宅	舞鶴市字市場	について準用する。<u>この場合において、同条第 3 項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 39 条第 1 項」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅等」とあるのは「駐車場」と、同条第 5 項中「敷金」とあるのは「保証金」と読み替えるものとする。</u> 別表(第 1 条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>市場団地</td><td>舞鶴市字市場</td></tr> <tr> <td>三宅団地</td><td>舞鶴市字北吸</td></tr> <tr> <td>大迫団地</td><td>舞鶴市字行永</td></tr> <tr> <td>芥子谷団地</td><td>舞鶴市字行永</td></tr> <tr> <td>市場コミュニティ住宅</td><td>舞鶴市字市場</td></tr> </table> 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の第 35 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。	名称	位置	市場団地	舞鶴市字市場	三宅団地	舞鶴市字北吸	大迫団地	舞鶴市字行永	芥子谷団地	舞鶴市字行永	市場コミュニティ住宅	舞鶴市字市場
名称	位置																												
浜団地	舞鶴市字浜																												
市場団地	舞鶴市字市場																												
三宅団地	舞鶴市字北吸																												
大迫団地	舞鶴市字行永																												
田中団地	舞鶴市田中町																												
芥子谷団地	舞鶴市字行永																												
市場コミュニティ住宅	舞鶴市字市場																												
名称	位置																												
市場団地	舞鶴市字市場																												
三宅団地	舞鶴市字北吸																												
大迫団地	舞鶴市字行永																												
芥子谷団地	舞鶴市字行永																												
市場コミュニティ住宅	舞鶴市字市場																												

舞鶴市松尾寺駅前観光交流施設条例旧新対照表

旧	新
(指定管理者による管理) <u>第4条</u> (略) (指定管理者が行う業務) <u>第5条</u> (略) (開館日及び利用時間) <u>第6条</u> (略) (利用承認) <u>第7条</u> 交流室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。 <u>2 指定管理者は、前項に規定する利用の承認(以下「利用承認」という。)をする場合において、施設の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができる。</u> (利用料金) <u>第8条</u> 観光交流施設の利用料金は、無料とする。 (目的外利用等の禁止) <u>第9条</u> 利用承認を受けた者は、交流室をその目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。 (入館の制限等) <u>第10条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、観光交流施設への入館を拒み、又は観光交流施設からの退館を命じることができる。 (1)から(5)まで (略)	(入館料) <u>第4条</u> 観光交流施設への入館料は、無料とする。 (指定管理者による管理) <u>第5条</u> (略) (指定管理者が行う業務) <u>第6条</u> (略) (開館日及び利用時間) <u>第7条</u> (略) (削除) (削除) (削除) (入館の制限等) <u>第8条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、観光交流施設への入館を拒み、又は観光交流施設からの退館を命ずることができる。 (1)から(5)まで (略)

旧	新
2 <u>前項各号に掲げる場合のほか、その利用が利用承認の条件に違反していると認められるときは、指定管理者は、交流室の利用承認を取り消し、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用を承認しないことができる。</u> <u>(原状回復義務)</u> 第 11 条 <u>観光交流施設を利用する者は、その利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。</u> <u>(損害賠償)</u> 第 12 条 (略) (指定管理者不在等期間の管理) 第 13 条 第 4 条の規定にかかわらず、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で指定管理者が不在等となったときは、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間における観光交流施設の管理は、市長が行う。 2 <u>第 6 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定は、前項の規定により市長が観光交流施設の管理を行う場合について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項ただし書き中「指定管理者が必要と認める場合であって、市長の承認を受けた」とあるのは「市長が必要と認めた」と、同条第 2 項中「指定管理者が市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、第 7 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 8 条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第 10 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u> (委任)	(削除) (削除) (損害賠償) 第 9 条 (略) (指定管理者不在等期間の管理) 第 10 条 第 5 条の規定にかかわらず、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で指定管理者が不在等となったときは、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間における観光交流施設の管理は、市長が行う。 2 <u>第 7 条及び第 8 条の規定は、前項の規定により市長が観光交流施設の管理を行う場合について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項ただし書き中「指定管理者が必要と認める場合であって、市長の承認を受けた」とあるのは「市長が必要と認めた」と、同条第 2 項中「指定管理者が市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、第 8 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u> (委任)

旧	新
<u>第 14 条</u> （略）	<u>第 11 条</u> （略） 改正附則 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

舞鶴市道の構造の基準に関する条例旧新対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。<u>以下「法」という。</u>)第30条第3項の規定に基づき、舞鶴市が管理する市道を新設し、又は改築する場合における市道の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。 (車線等) 第3条 車道(副道、停車帯その他令第5条第1項の国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2 車線の数及び幅員並びに第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員の基準は、規則で定める。 (車線の分離等) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の中央帯の幅員の基準は、規則で定める。</u> 4 から7まで (略) (副道) 第5条 (略) 2 <u>前項の副道の幅員の基準は、規則で定める。</u> (路肩) 第6条 (略) <u>2 道路に自転車道を設けない場合においては、車道の左側に設ける</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第30条第3項の規定に基づき、舞鶴市が管理する市道を新設し、又は改築する場合における市道の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。 (車線等) 第3条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他令第5条第1項の国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2 車線(<u>付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。</u>)の数及び車線(<u>登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。</u>)の幅員並びに第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員の基準は、規則で定める。 (車線の分離等) 第4条 (略) 2 (略) 3 中央帯の幅員の基準は、規則で定める。 4 から7まで (略) (副道) 第5条 (略) 2 <u>副道(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員の基準は、規則で定める。 (路肩) 第6条 (略) (削除)

旧	新
<u>路肩の幅員は、交通及び地形の状況等を勘案し、自転車の通行に配慮して定めるものとする。</u> <u>3 前項に定めるもののほか、路肩の幅員の基準は、規則で定める。</u> <u>4 (略)</u> <u>5 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。</u> <u>6 前項の側帯の幅員の基準は、規則で定める。</u> <u>7 (略)</u>	2 路肩の幅員の基準は、規則で定める。 <u>3 (略)</u> (削除) (削除) <u>4 (略)</u> <u>(自転車通行帯)</u> <u>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項及び第3項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> <u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> <u>3 第3種又は第4種の道路(前2項に規定する道路を除く。)には、歩行者又は自転車の安全な通行を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>

旧	新
(自転車道) 第8条 自動車及び自転車の交通が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 自転車の交通が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3から5まで (略) (自転車歩行者道) 第9条 自動車の交通が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2及び3 (略) (歩道) 第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道	4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u> 5 <u>前項に定めるもののほか、自転車通行帯の幅員の基準は、規則で定める。</u> (自転車道) 第8条 自動車及び自転車の交通が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 自転車の交通が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通が多い第3種若しくは第4種の道路<u>で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの</u>(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3から5まで (略) (自転車歩行者道) 第9条 自動車の交通が多い第3種又は第4種の道路(自転車道<u>又は自転車通行帯</u>を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2及び3 (略) (歩道) 第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道

旧	新
路を除く。)、歩行者の交通量が多い第 3 種(第 5 級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第 3 種若しくは第 4 種第 4 級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 から 4 まで (略) (<u>除雪施設</u>その他の防護施設) 第 36 条 (略) (橋、高架の道路等) 第 38 条 (略) 2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、令<u>第 34 条第 4 項</u>の国土交通省令で定めるものによるものとする。 (小区間改築の場合の特例) 第 40 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 3 条、第 4 条第 3 項から第 5 項まで、第 5 条、第 7 条、第 8 条第 5 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第 16 条から第 23 条まで、第 24 条第 3 項及び第 26 条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第 3 条、第 4 条第 3 項から第 5 項まで、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条第 5 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第	路を除く。)、歩行者の交通量が多い第 3 種(第 5 級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道<u>若しくは自転車通行帯</u>を設ける第 3 種若しくは第 4 種第 4 級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 から 4 まで (略) (<u>防雪施設</u>その他の防護施設) 第 36 条 (略) (橋、高架の道路等) 第 38 条 (略) 2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、令<u>第 35 条第 4 項</u>の国土交通省令で定めるものによるものとする。 (小区間改築の場合の特例) 第 40 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 3 条、第 4 条第 3 項から第 5 項まで、第 5 条、第 7 条、<u>第 7 条の 2 第 5 項</u>、第 8 条第 5 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第 16 条から第 23 条まで、第 24 条第 3 項及び第 26 条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第 3 条、第 4 条第 3 項から第 5 項まで、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条、<u>第 7 条の 2 第 5 項</u>、第 8 条第 5 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 3 項、

旧	新
20 条第 1 項、第 22 条第 2 項、第 24 条第 3 項、次条第 1 項及び第 3 項並びに第 42 条第 2 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	第 13 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 22 条第 2 項、第 24 条第 3 項、次条第 1 項及び第 3 項並びに第 42 条第 2 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第 3 種又は第 4 種の市道については、この条例による改正後の第 6 条、第 7 条の 2 並びに第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

舞鶴市豊かな森を育てる基金条例旧新対照表

旧	新
(設置) 第1条 <u>森林の整備及び保全並びに森林資源の循環利用を進め、並びに森林の重要性について市民の理解を深めることにより、森林の多面的機能を維持し、及び増進するため、豊かな森を育てる府民税市町村交付金を財源として、舞鶴市豊かな森を育てる基金(以下「基金」という。)を設置する。</u> (定義) 第2条 <u>この条例において、「豊かな森を育てる府民税市町村交付金」とは、京都府豊かな森を育てる府民税条例(平成27年京都府条例第58号)に基づく府民税を原資として京都府から市町村に交付される交付金をいう。</u> (積立額) 第3条 基金として積み立てる額は、<u>本市に交付された豊かな森を育てる府民税市町村交付金</u>のうち、予算で定める額とする。	(設置) 第1条 <u>森林の整備及び森林の整備に係る人材の育成、森林の重要性に関する普及啓発、森林資源の循環利用の推進その他の森林の整備の促進を図ることにより、森林の多面的機能を維持し、及び増進させるため、舞鶴市豊かな森を育てる基金(以下「基金」という。)を設置する。</u> (定義) 第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>森林環境譲与税</u> 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第27条の規定に基づき国から本市に譲与される地方譲与税をいう。 (2) <u>豊かな森を育てる府民税市町村交付金</u> 京都府豊かな森を育てる府民税条例(平成27年京都府条例第58号)に基づく府民税を原資として京都府から本市に交付される交付金をいう。 (積立額) 第3条 基金として積み立てる額は、<u>森林環境譲与税及び豊かな森を育てる府民税市町村交付金</u>のうち、予算で定める額とする。 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
(基礎賦課限度額) 第 13 条の 6 第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 17 条及び第 18 条の 2 において同じ。)は、<u>61 万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課限度額) 第 13 条の 12 第 13 条の 8 の賦課額は、<u>16 万円</u>を超えることができない。 (保険料の減額) 第 18 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>61 万円</u>を超える場合には、<u>61 万円</u>)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に、<u>28 万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に	(基礎賦課限度額) 第 13 条の 6 第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 17 条及び第 18 条の 2 において同じ。)は、<u>63 万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課限度額) 第 13 条の 12 第 13 条の 8 の賦課額は、<u>17 万円</u>を超えることができない。 (保険料の減額) 第 18 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>63 万円</u>を超える場合には、<u>63 万円</u>)とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に、<u>28 万 5 千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に

旧	新
10 分の 5 を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額 (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に、<u>51 万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額 2 (略) 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 6 の 3 又は第 13 条の 6 の 7」と、「<u>61 万円</u>」とあるのは「19 万円」と、前項中「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介	10 分の 5 を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額 (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に、<u>52 万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合はその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額 イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額 2 (略) 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 6 の 3 又は第 13 条の 6 の 7」と、「<u>63 万円</u>」とあるのは「19 万円」と、前項中「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介

旧	新
護納付金賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 8」と、「<u>61 万円</u>」とあるのは「<u>16 万円</u>」と、第 2 項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 11 第 2 項」と読み替えるものとする。	護納付金賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 8」と、「<u>63 万円</u>」とあるのは「<u>17 万円</u>」と、第 2 項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 11 第 2 項」と読み替えるものとする。 改正附則 (施行期日) 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

舞鶴市病院事業の設置等に関する条例旧新対照表

旧	新
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)<u>第 243 条の 2 第 8 項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 50 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)<u>第 243 条の 2 の 2 第 8 項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 50 万円以上である場合とする。 改正附則 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

舞鶴市印鑑条例旧新対照表

旧	新
(登録の資格) 第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、15 歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>は、印鑑の登録を受けることができない。	(登録の資格) 第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、15 歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>は、印鑑の登録を受けることができない。 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。

舞鶴市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
附 則 (職員に関する経過措置) 3 施行日から<u>令和 2 年 3 月 31 日</u>までの間、第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>令和 2 年 3 月 31 日</u>までに修了することを予定している者を含む。)」とする。	附 則 (職員に関する経過措置) 3 施行日から<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間、第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までに修了することを予定している者を含む。)」とする。 改正附則 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

廃止する条例

舞鶴市営店舗住宅条例 昭和 29 年 4 月 3 日 条例第 8 号 (目的) 第 1 条 この条例は舞鶴市営店舗住宅(以下「店舗住宅」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (入居しようとする者の募集方法) 第 2 条 店舗住宅へ入居しようとする者の募集についてはこれを公募又は市長が別に定める方法によるものとする。 (入居資格) 第 3 条 店舗住宅へ入居しようとする者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。ただし、市長において特に認めた者についてはこの限りでない。 (1) 舞鶴市に 1 箇年以上居住し、独立の生計を営んでいる者 (2) 店舗住宅を借り受けて自ら居住し、物品販売業を営み、その収入によって生計をたてようとする者 (3) 第 8 条第 1 項に規定する家賃を前納する能力がある者 (4) 公営住宅法第 17 条第 2 号本文に規定する基準以上の収益のある者 (入居の申込及び許可) 第 4 条 前条に規定する入居資格のある者で、店舗住宅に入居しようとする者は店舗住宅入居許可願(様式第 1 号)を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、入居申込は 1 世帯 1 戸とする。 2 市長は、店舗住宅入居許可願を提出した者の数が入居させるべき店舗住宅の戸数をこえる場合においては、別に定める舞鶴市営店舗住宅入居者選考委員会に諮り入居する者を決定することができる。 (入居の許可を受けた者の手続) 第 5 条 店舗住宅の入居の許可を受けた者(以下「入居者」という。)	は直ちに次の手続をしなければならない。 (1) 保証人 2 人連署の市営店舗住宅借宅証書(様式第 2 号)を市長に提出すること。 (2) 使用人を同居させようとするときは、店舗住宅同居承認願(様式第 3 号)を市長に提出し、その承認を受けること。 2 第 10 条の規定により継続して入居する者以外の者が入居しようとするときは、第 8 条第 1 項に規定する家賃の 3 箇月分に相当する敷金を市に納めなければならない。 3 前項の敷金には、利子をつけない。 4 入居者は、第 1 項及び第 2 項に規定する手続を完了した後でなければ店舗住宅に入居することができない。 (保証人) 第 6 条 前条第 1 項第 1 号の保証人は、舞鶴市内に居住し、独立の生計を営み、入居者と同等以上の収入があり、市長が適当と認めた者でなければならない。 2 保証人は入居者が債務を履行しない場合にその債務を履行する責任を負う。 3 市長は、必要と認めたときは、いつでも保証人の変更を命ずることができる。 第 7 条 削除 (家賃) 第 8 条 店舗住宅の家賃は別表のとおりとし、その家賃は入居許可の日から退去完了の日まで徴収する。ただし、1 箇月未満の家賃についてはその月の現日数により日割をもって計算する。 2 家賃は、毎月末日までにその月分を納入しなければならない。 (家賃の減免又は延納) 第 9 条 市長は前条の規定にかかわらず、非常災害の場合においては特に必要と認める入居者に対し一定期間家賃の減免又は延納を承認す
--	---

ることができる。 2 家賃の減免を受けようとする者は店舗住宅家賃減免申請書(様式第4号の2)を、家賃の延納の承認を受けようとする者は店舗住宅家賃延納承認申請書(様式第4号)を市長に提出しその承認を受けなければならない。 3 前項の場合市長において必要と認めたときは、必要な証明書等を提示又は添付させることができる。 (継続入居) 第10条 入居者が次の各号の一に該当する場合において、その配偶者又は2親等内の血族で継続して入居しようとするものは、店舗住宅継続入居申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。 (1) 入居者が死亡したとき。 (2) 離婚その他の理由により入居者が店舗住宅を退去したとき。 2 前項各号に該当したときは、その日から10日以内に第4条及び第5条第1項第1号に準じて手続をなし市長の承認を受けなければならない。 第11条 入居者は、店舗住宅の入居権を譲渡することができない。 (異動事項の届出) 第12条 入居者は次の事項が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。 (1) 入居者又はその同居者に異動を生じたとき。 (2) 入居者が氏名を変更したとき。 (3) 保証人が死亡又は氏名を変更したとき。 (4) 保証人を変更しようとするとき。 (入居者の保管義務) 第13条 入居者は当該店舗住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。 2 入居者は、当該店舗住宅を他の者に貸してはならない。	3 入居者は、当該店舗住宅の用途を変更してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、他の用途と併用することができる。 4 入居者は当該店舗住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、模様替又は増築(工作物設置)承認申請書(様式第6号)を提出し、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 5 入居者は当該店舗住宅内において、近隣の迷惑となり、又は建物及び附属工作物を損傷若しくは汚損するおそれのある業務を営んではならない。 6 入居者は、その親族及び使用人以外の者を同居させ、又は1箇月以上他の者に当該店舗住宅の留守居をさせてはならない。 (賠償) 第14条 入居者において故意又は過失により、店舗住宅及び附属工作物若しくは共同施設をき損し、又は滅失したときは、市長にその旨を届け出るとともに、直ちに原状に復さなければならない。 (住宅の返還) 第15条 入居者が店舗住宅を退去しようとするときは、その日前10日までに店舗住宅返還届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。 2 前項の場合入居者が施した工作物又は模様替等があるときは市長において特に認めたもののほか原形に復さなければならない。 (一時立退) 第16条 市長は店舗住宅の修理又は、改築のため必要と認めたときは、入居者に期限付で一時立退をさせることができる。 (敷金の返還又は充当) 第17条 敷金は店舗住宅返還のときこれを返還する。ただし、未納の家賃又は賠償金があるときは、敷金をもってこれに充当し、残額を返還する。敷金の額が未納の家賃又は賠償金を償うに足りないときは、入居者は直ちにその不足額を納付しなければならない。 (入居者の負担すべき費用)
---	--

第 18 条 次に掲げる費用は入居者の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは第 1 号に規定する修繕に要する費用の一部を市が負担することができる。

- (1) 店舗内の設備一切
- (2) 壁、柱、床、はり及び階段部の修繕を除くほか、店舗住宅の修繕に要する費用
- (3) 電気、ガス及び水道の使用料
- (4) 汚物及びじんかい処理に要する費用
- (5) 共同施設の使用に要する費用

2 入居者の責に帰すべき事由によって壁、柱、床、はり及び階段部を修繕する必要があるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず入居者が修繕しなければならない。

(代執行による費用の負担)

第 19 条 入居者が第 13 条及び第 14 条の義務を怠ったときは市長がこれを施行して、その費用を入居者から徴収する。

(天災等の場合の処置)

第 20 条 入居者は天災、その他入居者の責でない事由によって店舗住宅を使用できなくなったときは、応急措置を施し、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(店舗住宅の明渡し)

第 21 条 市長は入居者が次の各号の一に該当する場合は、入居者に対してその店舗住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって使用したとき。
- (2) 建物又は共同施設を故意にき損したとき。
- (3) この条例の規定に違反したとき。

2 入居者は、前項の規定に該当して明渡しの請求を受けたときは、速やかに当該店舗住宅を明渡ししなければならない。この場合入居者が損害を受けても市はその責を負わない。

(店舗住宅管理員)

第 22 条 市は店舗住宅及びその共同施設の管理に関する事務をつかさどり、その環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため店舗住宅管理員(以下「管理員」という。)を置く。

2 管理員は、市長が店舗住宅に関する事務に従事する職員のうちから命ずる。

(店舗住宅の検査)

第 23 条 市長は、店舗住宅の管理上必要があると認めるときは、管理員をしてその身分を示す証票(様式第 8 号)を携行させ当該店舗住宅を検査し又は適当な指示をすることができる。

2 前項の検査をするときは、入居者若しくはその家人の立会を必要とする。

(その他必要な事項)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、店舗住宅に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 8 条関係)

店舗住宅家賃表

名称	所在地	戸数	1 戸 1 箇月当 たり家賃	1 戸当たり面積	備考
甲号	舞鶴市字浜 / 409 / 410 / 411 / 412 / 番地	7	25,200 円	101.66 平方メートル	昭和 28 年度及び昭和 45 年度建設
乙号	舞鶴市字浜 / 409 / 410 / 411 / 412 / 番地	1	4,300 円	26.31 平方メートル	昭和 28 年度及び昭和 45 年度建設

様式第 1 号から様式第 8 号まで (略)